

消防法違反がある建物をホームページに公表します

違反対象物の公表制度について

建物を安心して利用できるように、また建物関係者の防火に対する意識の向上を図るため、重大な消防法令違反のある建物の名称や所在地、違反内容をホームページ上に公開する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店、スーパーマーケット、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設など
不特定の人が入り出りする建物（特定防火対象物）

公表の対象となる消防法令違反

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、その設備が設置されていない建物

公表の内容

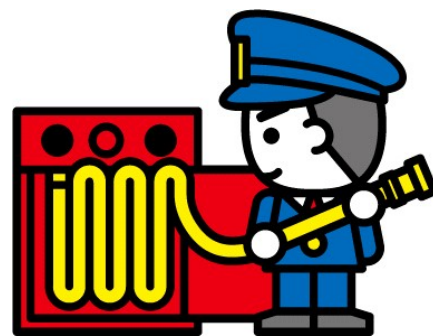
①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

公表の方法

糸魚川市のホームページにて公表します。

公表の開始日

令和2年4月1日



建物関係者の方へ

建物の増築、改築及び用途変更を行う場合は、新たに消防用設備の設置や増設が必要となる場合があります。事前に消防本部へお問い合わせください。

お問い合わせ先 **糸魚川市消防本部 消防総務課**

新潟県糸魚川市南寺島 2-10-20

TEL 025-553-0119